

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	砂防・治山		事業名	砂防								建設部 砂防課										
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了予定年度	箇所評価					所管課の意見	建設部公共事業評価委員会意見	現地調査	第三者見聴取	県の評案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
							必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	佐久市	にがみず 苦水	砂防堰堤工 1基 溪流保全工	550,000	2025 (R7)	B	A	A	B	B	A	当該溪流の保全対象には人家70等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
2	駒ヶ根市	ひがしいな 東伊那	砂防堰堤工 2基	630,000	2025 (R7)	A	A	B	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家107戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
3	伊那市	ひらさわ 平沢	砂防堰堤工 1基	800,000	2028 (R10)	A	A	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家41戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
4	木曾町	ひよし 日義	砂防堰堤工 2基	600,000	2026 (R8)	A	B	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家73戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
5	木曾町	まんごおり 万郡	砂防堰堤工 1基	450,000	2024 (R6)	A	B	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家603戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
6	塩尻市	みなみほら 南原	砂防堰堤工 1基	250,000	2023 (R5)	A	B	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家52戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
7	山形村	こさか 小坂	砂防堰堤工 1基	700,000	2029 (R11)	A	B	B	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家74等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
8	須坂市	さかた まち 坂田町	砂防堰堤工 2基	580,000	2028 (R10)	A	B	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
9	須坂市	にれ 仁礼	砂防堰堤工 2基	500,000	2028 (R10)	A	B	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家83戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
10	長野市	あさかわにしじょう 浅川西条	砂防堰堤工 2基	500,000	2028 (R10)	A	A	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家502戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
11	長野市	さいまた 財又	砂防堰堤工 1基 溪流保全	740,000	2029 (R11)	A	A	B	B	A	A	当該溪流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
12	中野市	ひがしやま 東山	砂防堰堤工 2基	600,000	2027 (R9)	A	B	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家47戸等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
13	筑北村	にれくぼ 楡窪	砂防堰堤工 1基 溪流保全工	905,000	2029 (R11)	B	A	B	A	B	B	当該溪流の保全対象には人家8戸、県道等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		

